

令和7年第11回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和7年11月25日(火)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	欠席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	欠席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 米澤 和成 主幹 中野 俊彦 主査 小峰 賢一
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第33号 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認について</p> <p>日程第5 専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、5番、6番にお願いします。

8番

日程第2 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第31号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。本件担当の〇〇委員より、申請地の状況について説明をお願いします。

申請地は〇〇地内で、県道〇〇沿いの〇〇を北に入り300m道なりに進んだ右側です。現地は耕うんされ管理されていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

申請人は、市内で〇〇を営む〇〇法人です。〇〇の〇〇を計画していたところ、駐車場として使用している当申請地が農地ということが判明しました。そのため、是正をして、〇〇と駐車場用地として今回の申請に至ったものです。資金計画につきましては、事業費に対して全て自己資金により対応することとしております。農地区分は第1種農地となりますが、既存敷地拡張の1/2を超えないものに限るが認められることで例外規定に該当します。また、計画目的に必要性があると思われれます。

議 長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

事 務 局

続いて2番の議事に入ります。事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

申請地は〇〇地内、〇〇を〇〇方面に進み、急カーブを20m過ぎて左折し、50m程進んだ右側です。以前〇〇があった東側の農地です。現地は、雑草が生えている状況でした。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。申請人は、市内で建物内外をクリーニングする事業を自営しています。従業員及び作業用自動車の駐車場が足りないこと、店舗と倉庫の間に現在駐車しており積み込み作業や車の出入りに支障をきたしていることから自己所有の隣接農地を駐車場として敷地拡張したいとのことです。資金計画につきましては、全て自己資金にて対応することとしております。申請地の農地区分は第1種農地となりますが、既存敷地拡張1/2を超えないものに限るが認められることで例外規定に該当します。また、計画目的に必要性があると思われれます。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いし

委員
議長

ます。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

13番

議長
事務局

日程第3 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。本件担当の〇〇委員より申請地の状況について説明をお願いします。

申請地は〇〇地内で、〇〇へ向かう通りを東へ進むと〇〇に突き当たります。その交差点を左折し100m先を右折して突当りが事業者の工場でその手前の農地になります。現地は耕うんされ、きれいに管理されていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇〇日付けで除外認可を受けています。

申請人は、日高市内に本店がある自動車販売事業者です。販売及び整備をする自動車の駐車場が足りないことから駐車場として敷地拡張したいとのことです。申請地には、〇台分を駐車する予定です。資金計画につきましては、事業費に対して全て自己資金にて対応することとしております。農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議長

す。ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

事務局

続いて2番の議事に入ります。事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

〇〇委員が欠席ですが、申請地の状況について報告を受けていますので事務局で代わりに説明します。申請地は〇〇地内、〇〇の東側の道を〇〇方面へ向かい〇〇のガード100m程手前の左側です。現地は保全管理されていました。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年10月〇日付けで除外認可を受けています。申請人は、土木工事業を営む事業者です。〇〇地内に資材置場がありますが、重機やコンクリート製品の資材等が一杯で不足している状況です。また、申請地は現在の置場から徒歩圏内にあり、利便性もよいことから選定したとのことです。資金計画につきましては、全て自己資金にて対応することとしております。農地区分は第2種農地となり、計画目的について妥当であると思われま

<p>議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 事 務 局</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。 続いて3番の議事に入ります。事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
	<p>〇〇委員が欠席ですが、申請地の状況について報告を受けていますので事務局で代わりに説明します。申請地は〇〇地内、先程の2番で審議した案件の申請地から更に〇〇方面へ向かうと〇〇がある交差点に突き当たります。それを右折して200m程進んだ右側に〇〇があります。その北側になります。現地は2m位の草が生えている状況とのことでした。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。申請人は、〇〇地内で自動車部品を製造する事業者です。コイル素材をストックする置場が不足して、現在、工場地内やトレーラーの通路に保管しており、業務に支障をきたしている状況です。そのため資材置場を敷地拡張したいとのことです。全て自己資金にて対応することとしており、金融機関から残高証明書が提出されております。 申請地の農地区分は第2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま</p>
<p>議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。 続いて、4番の議事に入ります。議事参与の制限により〇〇委員は退出願</p>
<p>7 番</p>	<p>(〇〇委員退室) それでは、本件担当の 〇〇委員より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は〇〇地内で、〇〇方面から〇〇を〇〇方面に進み〇〇の1つ手前を左折すると申請地があります。現地はきれいに耕うんされ管理されていま</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。譲受人は、高萩地内の賃貸住宅で妻と子の〇人で生活しています。家族も増えたことで戸建ての自己用住宅の建築を計画しました。市街化区域や調整区域の農地以外の土地を探しましたが、希望の</p>

土地がみつからず父に相談したところ実家の土地に自己用住宅を建築してもいいのことで当該申請地を選定したとのこと。資金計画につきましては、銀行の融資証明が添付されております。1種農地ですが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められ妥当であると思われます。

議長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて、5番の議事に入ります。本件担当の〇〇委員より申請地の状況について説明をお願いします。

3番

申請地は〇〇地内で、〇〇の西側になります。現地はきれいに草刈され管理されておりました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。

申請人は、市内で土木事業を自営しています。資材置場が不足しており敷地拡張したいとのこと。資金計画につきましては、自己資金にて対応することとしております。農地区分は第1種農地となりますが、既存敷地拡張1/2を超えないものに限るが認められることで例外規定に該当します。また、計画目的に必要性があると思われます。

議長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

〇〇委員は入室してください。

(〇〇委員入室)

続いて、6番の議事に入ります。本件担当の〇〇委員より申請地の状況について説明をお願いします。

2番

申請地は〇〇地内で、〇〇の西側です。現地はカブが栽培されておりました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。申請人は、〇〇地内で倉庫及び工場のラックを製造する事業者です。製造の受注量が年々増加しており、現在の工場

では生産が間に合わないことから敷地拡張して工場を1棟建築したいとのことです。事業費に対して、金融機関から残高証明及び融資証明書が提出されております。農地区分は第2種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて7番の議事に入ります。事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地は、〇〇地内で先ほど審議した4条の2番の案件の隣接地です。現地は雑草が生えている状況でした。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。譲受人は、〇〇地内で各種板金、溶接を中心とした精密板金を製造する事業者です。長尺物の加工製品の注文が増加しているが対応できる施設がないことから加工できる工場を1棟建築したいとのことです。事業費に対して、金融機関から残高証明及び融資証明書が提出されております。農地区分は1種農地となりますが、既存敷地拡張1/2を超えないものに限るが認められることで例外規定に該当します。また、計画目的に必要性があると思われます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第33号 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認について

議案第33号特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認について審議に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局

当該申請は、新たに台地内に市運営の市民農園を開設するためのものです。現在、市が運営する市民農園は、南平沢、中鹿山、巾着田の3か所ありますが、令和7年度いっぱい、巾着田農園が閉園するため、代替地として台地内に開設することとなりました。申請地は、県道川越日高線の鹿台橋から西に100m進んだ左手の農地になります。現地は草が刈られた状態です。

議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。
〇〇委員	市民農園の真ん中に市道がありますが、道路は付替えするのですか。
事 務 局	道路の付替えはせず、道路としてそのまま使用します。
議 長	他に質疑等ございますか。
2 番	市民農園の利用状況はどうですか。増設する予定はありますか。
事 務 局	現在開設している3箇所ともに、常に待ちが1人か2人程度ありますが、辞める人もいるので、市民農園の規模としては丁度いい状況です。そのため、今のところ増設する予定はありません。
2 番	市民農園利用料の収入はどこへ入るのですか。
事 務 局	市の収入となります。
2 番	土地所有者への賃料はどこから支出されていますか。
	利用者が支払う利用料とは別に市から土地所有者へ賃料は支払いしてま
	す。
議 長	他に質疑等ございますか。
1 番	台地内に新たに開設する市民農園の整備費は幾らですか。工事費が高額になるなら利用料も値上げする方法もあると思います。
事 務 局	市民農園整備費については、元々農地のため、耕うんしてトラロープを張る程度です。費用はそれほど高額にはならないと思います。また利用料については、規定で定められていますので、今のところ値上げの予定はありません。
議 長	他に質疑等ございますか。
3 番	市民農園の規定に農業委員が農地の見回りと利用者へ栽培等の指導を行うとありますが、担当地区の委員が行うのですか。
事 務 局	実際は担当職員が行いますので、委員が行う必要はございません。
議 長	他に質疑等ございますか。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。お諮りします。本件について「承認」することよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件について「承認」で回答します。
	日程第5 「専決処分の報告」について
	日程第5 「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が2件、農地法第5条第1項第6号が6件あります。質疑がありましたらお願いします。
	す。
委 員	ありません。
議 長	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。

この議事録は、農業委員会事務局が作成したものであるが、議事録の内容が正当であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 事 録 署 名 委 員
